

公契約条例周知カード(工事用)

表面

**あなたの賃金を
確認してください！
Please check your wages !**

杉並区
SUGINAMI CITY

この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約
条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」
が定められています。

☆令和6年度労働報酬下限額
工事：東京都の公共工事設計労務単価の90%
(例：とび工は1時間当たり3,510円)
(見習い・手元等は1時間当たり1,540円)

裏面もご覧ください



裏面

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低い場合、杉並区又は
受注者(元請け企業・雇用主)、指定管理者にご相談ください。

○杉並区役所 問合せ先
杉並区総務部経理課契約係 電話 03-5307-0612

※対象となる方、労働報酬下限額等について
詳しくは区公式ホームページをご覧ください。
※Please visit the official Suginami City website
for further information about the minimum
amount of remuneration.

